

基本計画部会第 2 ワーキンググループの
審議状況について
(中間報告)

<第 1 回～第 3 回会合>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

1 日 時 平成24年6月29日（金）13：00～15：01

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、樋口委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、総務省政策統括官、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室調査官

4 議事次第

（1）第2ワーキンググループの検討の進め方について

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

（3）その他

5 議事概要

冒頭、津谷座長から挨拶が行われた後、議事が進められた。

（1）事務局から、資料3に基づき、第2ワーキンググループ（WG）の審議の進め方について、説明が行われ、了承された。

（2）重点的な審議課題について、総務省及び厚生労働省から「平成22年度統計法施行状況審議において指摘された留意事項」に関する対応状況の説明の後、審議が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

・ 厚生労働省が所管する7本の世帯調査について、各調査の用語の定義は統一されているのか、統計体系としてどのような位置づけとなっているのか。また、統計数値の比較は可能となっているのか。

→ 基本的な用語の定義は同じである。ただし、その表現ぶりは、中高年縦断調査等比較的高齢者を対象とした調査では回答者が答えやすいように分かりやすい言葉に直したり、個々の調査に即した言い換え等を行っている場合もある。

また、調査対象が同じ調査の間では、割合などの数値は同じものになっていると考えているが、他調査との比較で乖離が大きい場合などには、その理由を明確にしている。

- ・ 雇用均等基本調査は、ローテーション調査というよりはしかるべき政策に則したテーマを設定して調査を実施していたように思うが、調査体系はどのようになっているのか。
- 雇用均等基本調査は、企業及び事業所を対象とした調査で、ポジティブアクションの取組状況を毎年把握する企業調査と育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査から成る調査である。一方、毎回、ローテーションでテーマを変更して実施している調査としては、雇用構造調査があり、調査対象とする労働者層や調査内容は、政策部局と協議しながら設計している。

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- ・ 資料4の11ページの「有期雇用契約期間のための調査事項の改善等」について、関係省の自己評価では「実施済」となっているが、当該項目はすべて実施済みなのか。
 - 当該項目のうち、「雇用者に関する用語等に関し利用者が混乱しない措置の実施」の部分については、今後、関係する統計調査の計画を策定する際、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないように検討していく体制を取っていくということで「実施済」と自己評価したものである。
- ・ 基本計画の「具体的措置、方策等」において「検討する」ことが求められている事項について、「検討状況又は進捗状況」に「検討した」内容を記載して「実施済」と自己評価しているが、検討したことを持って「実施」したこととなるのか。
- ・ 各府省から提出された法施行状況報告において「実施済」と自己評価している事項について、本WG会合の審議の結果、「実施予定」等異なる評価が妥当と判断された場合、当該報告における評価の取扱いはどうなるのか。
 - 法施行状況報告における各府省等の自己評価について、統計委員会等の審議の中で判断が異なることはあり得るものと考える。ただし、本WG会合の審議の結果を受け、元々の法施行状況報告自体を修正することが手続上可能

か否かについては検討の上、次回の本WG会合において説明することとした
い。

- ・ 雇用構造調査において、「一般労働者」、「短時間労働者」等別、男女別に労働者数を把握する事項を追加することにより、非正規雇用の実情を継続的に毎年把握することとしている。しかし、雇用構造調査は、調査対象事業所数等が必ずしも毎回同一ではなく、こうした形では当該実情の時系列比較ができないのではないか。時系列比較をしていくということなら、基本設計は毎回同一とすることを検討した方が良い。
→ 雇用構造調査の調査対象事業所数については、予算上の制約があるが、なるべく毎回同じサンプル数で実施していきたいと考えている。
- ・ 雇用構造調査は、調査対象事業所数が 10,000～17,000 程度であり、他に調査規模がより大きく経常的に実施されている調査もある。こうした中で、雇用構造を用いて調査し、非正規雇用の実情把握を行うこととしている理由は何か。
→ 雇用構造調査においては、これまでパートタイム労働者、派遣労働者、若年労働者といった非正規等の特定の労働者層に焦点を当て、その実態を調査してきたことから、その中で非正規雇用の労働者数等を把握することが適当ではないかと考えたためである。
- ・ 一つの調査によって全国の非正規労働者の正確な数を把握できることが望ましいと考えるが、現実的には定義の違いや調査対象の違いなどから非正規労働者数に幅がある。安易に設計された調査が乱立することは避けなければならないが、調査テーマや調査設計の違いに伴う複数調査の整合性については、バランスをみながら検討していく必要があるのではないか。
- ・ 従業上の地位については、大きな区分から詳細な区分まで様々なレベルがあるが、実施に統計を作成するに当たっては、どのレベルに合わせるべきなのか。
- ・ 労働力調査、経済センサス、賃金構造基本統計調査などの間では、雇用者や労働者の定義が異なり比較することができない。利用者あるいは政策を検討する上で比較可能とした方がよいのではないか。
→ 一定以上のレベルの用語について比較可能とすることが望ましいが、詳細なレベルまですべて統一することは難しい。関係する府省内において検討すべきと考える。

- ・ 働き方の多様化に関する調査は、非常に大切な調査であるので、厳しい予算状況ではあるが、サンプル数並びに調査方法の大幅な変更せずに実施できるようすべきというような意見が統計委員会から出していることを記録にとどめてはどうか。

審議終了後、津谷座長から、本日の審議で積み残された以下の3点について、次回及び次々回の会合において関係府省から説明すべき旨の指示があった。

- ① 法施行状況報告における各府省の自己評価の扱いについて（総務省から第2回会合において説明予定）
- ② 雇用・労働関係統計調査における対象選定（対象産業、対象規模、対象事業所等）及び世帯統計調査における調査設計について（厚生労働省から第3回会合において説明予定）
- ③ 各種統計における労働者に関する用語・概念等の整理について（総務省及び厚生労働省から第3回会合において説明予定）

（3）その他

次回の会合は7月6日（金）15時から開催することとなった。

以上

＜文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり＞

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日 時 平成24年7月6日（金）15：00～17：05

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、法務省大臣官房司法法制部、法務省入国管理局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室調査官

4 議事次第

（1）第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備
- ② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
- ③ グローバル化の進展に対応した統計の整備

（3）その他

5 議事概要

主な意見等は以下のとおり。

（1）第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について

資料1に基づき、第1回会合のヒアリングにより確認すべきとされた4つの事項について確認が行われた。

確認事項のうち、「平成23年度統計法施行状況報告の「実施済・検討中の別」の区分に関するワーキンググループの議論を踏まえた修正・見直しについて」に対し、事務局から以下の説明がなされ、本会合において了承された。

なお、これ以外の3つの事項については、第3回会合で関係府省から説明されることとなった。

- ・ 毎年度、総務大臣から統計委員会（以下「委員会」という。）に統計法施行状況報告（以下「施行状況報告」という。）がなされ、委員会は同報告を受けてその内容の審議を行い、意見を述べることができるとされており、委員会における審議の結果、その報告内容を委員会の判断として修正することはあり得るものと考えられる。しかし、施行状況報告は総務大臣から委員会に提出された時点で法律的には報告手続きが完了しており、遡及して修正される性格のものではないと考えられる。

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

資料4に基づき、総務省統計局から、国勢調査のオンライン回答方式の推進等に関する前回（平成22年）調査の検証状況について説明が行われ、併せて、東日本大震災が与えた影響を把握する国勢調査における調査項目や、施行状況報告のうち、「一部実施困難」とされている結婚時期、子供数等の少子関連項目の把握可能性について確認が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 東京都は、平成22年国勢調査のモデル地域としてオンライン回答方式を実施したが、調査員調査の実施の困難化、プライバシー意識の高まりなどの関係から、今後も同方式の推進を図るべきと考えている。平成27年調査に向けて、スマートフォンなど携帯端末による回答もできるよう改善すること等により、回答率等の向上につながるものと考えている。
- ・ オンライン回答の回答率を高めることにより、コスト面での改善が図られる見通しはあるのか。
- ・ オンライン方式で回答した者のアンケート結果をみると、回答率について若年層は期待したほど高くなく、高齢者層は厳しいという理解でよいのか。
→ オンライン方式による回答率をある程度確保できると、調査員活動の効率化につながり、コスト面での改善が見込まれるのではないか、また、30代、40代の回答率が高いようであるが更に分析を行うことが必要と考えている。このようなことから、平成27年国勢調査第1次試験調査を通じてオンライン方式による回答状況などについて更に詳細な分析を行うこととしている。
- ・ 東京都をモデル地域としてオンライン調査を実施し、8.3%の回答率を得たことは評価すべきと考えるが、一方、不詳回答が増加したことを踏まえ、次回調査の企画に向けて検討を行う必要があるのではないか。
調査対象者を考慮し、調査員調査、郵送調査、オンライン調査といった複数の調査方法をどのように組み合わせて調査をするのか、バランスを考えて検討していく

ことが必要ではないか。

- ・ 結婚時期や出生児数などの項目については、調査客体から正しい申告を得ることが困難として、昭和 55 年調査から削除されており、また、平成 22 年調査からは郵送による全封入回答方式を採用していることもあり、これらの項目を国勢調査の項目として復活させるのはかなり難しいのではないか、また、このようなことから、基本計画に盛り込むことは得策ではないと考える。
- ・ 結婚時期や出生児数などの項目が答えにくい項目であることは理解できるが、出生率の現状を考えると、把握してほしい項目である。
- ・ 結婚時期や出生児数を把握する必要性を全否定するものではないが、基本計画の別表中の「具体的な措置、方策等」に、「既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握可能性について検討する。」とあり、新規調査はリソースの制約もあり、既存調査の出生動向基本調査などで把握する方法が現実的ではないか。
- ・ 平成 27 年国勢調査は簡易調査年であり、調査項目数の制約があることは理解できるが、次期の大規模調査年に向けた準備の中で、結婚時期や出生児数の調査事項の調査の可能性などについて検討していただきたい。

② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

資料 5 に基づき、文部科学省から、施行状況報告の中で「実施困難」と報告されている「学校保健統計調査の調査方法や調査票の改善についての検討」及び「学校教育から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計の検討」について説明が行われ、その理由等について確認が行われた。

なお、質疑応答終了後、津谷座長から、文部科学省に対し、基本計画の中でも学校教育関連統計の改善の必要性が指摘されており、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）会合における審議の参考とするため、次回会合において、学校基本調査等所管統計調査における近年の改善内容や今後の見直しについて説明していただきたい旨の依頼があった。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ ライフコース全般を的確にとらえる統計調査については、文部科学省が独自で実施することは難しいかもしれないが、既に縦断調査を実施している厚生労働省や慶應義塾大学と連携することを検討することが有効ではないか。
→ 今後、厚生労働省や慶應義塾大学と相談していきたいと考えている。
- ・ 学校保健統計調査に係る事項は、どのようなことから基本計画に盛り込まれたのか。

→ 基本計画策定段階において、当時の基本計画部会WGにおいて議論されている。
統計審議会において、平成17年に学校保健統計調査に係る答申がなされ、その中で児童・生徒の心の健康や保健相談を含めた学校保健行政の健康管理の分野を対象とした中核的な調査として学校保健統計調査を位置付けるとされているなど、児童・生徒の心の健康が取り上げられていた。ただ当時、これら事項については、一般統計調査において把握されているものの、より客観性のあるデータが必要といった指摘がなされていた。

- ・ 学校保健統計調査において、心のケアを含めて客観的な指標を把握することは技術的にも難しいと思われるが、子どもの健全育成は重要なことから、身体面、心理面を含め、総合的に把握できる調査があることが望ましい。
- 健康診断は全ての生徒を対象として実施するものであり、学校保健関係者、医学関係者等の理解が必要であり、また、予算面や学校内で実施する時間的制約もあり、調査項目は限定的なものとなる。

例えば、生活習慣病の関係での血液検査など健康診断項目になく学校保健統計の対象となっていないものについては、全児童生徒ではなく一定のサンプルを取って「児童生徒の健康状態サーベイランス事業」として調査を行っている。

- ・ 基本計画を策定する段階において、サーベイランス事業の報告に関し、必ずしも十分な情報提供はなかったが、学校保健統計調査に附帯するという位置付けとして考えられるのではないか。

心の病気やアレルギー、生活習慣病などがWGにおいて議論になったが、議論の中心は調査の在り方であり、健康診断は全員を対象に実施しているのに、統計として利用されるのは、発育状態は4.7%、健康状態は23.1%と抽出部分だけであり、調査の電子化を図るなど、もう少し効率的な形にすれば全員のデータを利用できるのではないかということが論点であった。

③ グローバル化の進展に対応した統計の整備

資料6に基づき、法務省から「在留外国人統計及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実」について説明が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 「在留外国人統計」第8表について、「国籍（出身地）別市区町村在留外国人」のホームページでの公表の可否を検討中とあるが、主な議論としてどのようなことがあるのか。
- 町村レベルになると外国人の数が少ないため、特定されるケースがあり得るのではないかといった議論があり、この点について問題ないのか検討しているところで

ある。

- ・ 「在留外国人統計」第1表について、在留資格と実際の在留状況が異なる場合（例えば留学目的であるがアルバイトが中心等）、識別把握が可能か。
→ 本統計は、本人がどのような在留資格を持っているかという面から作成するものであり、これ以外の面からの把握はできない。
- ・ これまで把握されてきた外国人登録者数と新制度により在留資格を得た外国人との間にどれくらいの差異が出ると見込んでいるのか。
→ 今までの外国人登録は、入国後90日以内に登録する旨が法律に明記されているが、登録する必要のない90日未満の短期滞在者や在留資格を有しない者も何らかの理由で外国人登録証を必要とするとして登録することが可能であり、統計はこれらを含めて作成されている。しかし、今後は在留期間が3ヶ月超の外国人についてのみ統計の把握対象となるので、若干減ることが見込まれるものと考えている。このため、「在留外国人統計」第1表及び第2表については、「総数（中長期在留者及び特別永住者以外の者を含む）」を公表することとしている。
- ・ 「在留外国人統計」第6表について、今後は世帯主情報が取得できなくなり、国籍別世帯主との続柄別を把握できなくなることだが、家族形態は把握できなくなり、外国人の数だけが把握されることとなるのか。
→ 今後、外国人の世帯情報は住民票において把握されることとなっている。
- ・ 「中長期在留者」とは、統計でいう常住者と考えてよいのか。また、「総数」とはどういうものか。
→ 「中長期在留者」とは、新たな在留管理制度の対象者及び特別永住者である。一方、「総数」とは、ある時点に日本に居る外国人である。すなわち、入国記録があり未だ出国していない外国人の12月31日現在の数である。短期滞在者でも12月31日現在に国内に滞在していれば「総数」に入る。

（3）その他

今回の会合は7月13日（金）15時から開催することとなった。

以上

＜文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり＞

資料2－2

第2ワーキンググループの審議スケジュール等

| 平成24年7月 | | | |
|---|---|-----------------------------|---|
| 回／日時 | 審議内容 | 関係府省（出席要請府省） | 基本計画別表の対応項目 |
| 第1回 6月29日(金) 13:00～15:00 (4号館4階 共用 第2特別会議室) | 1. 審議の進め方及び重点的な審議課題の説明 2. 重点的な審議課題に関するヒアリング ①少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 ②企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 | 総務省、厚生労働省 | 第2-3-(2) |
| 第2回 7月6日(金) 15:00～17:00 (4号館2階 共用 第3特別会議室) | 1. 第1回会合における未回答事項の説明 2. 重点的な審議課題に関するヒアリング ○社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備 3. 重点的な審議課題以外の項目に関する質疑応答 (1) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (2) グローバル化の進展に対応した統計の整備 (外国人関係) | 総務省 総務省 文部科学省 法務省 | 第2-3-(2)、 第2-3-(9) 第2-3-(4) 第2-3-(7) |
| 第3回 7月13日(金) 15:00～17:00 (4号館4階 共用 第2特別会議室) | 1. 第1回・第2回会合時における未回答事項の説明 2. 第2WG審議結果の取り纏め骨子案の提示・議論 3. 重点的な審議課題以外の項目に関する質疑応答 | 総務省、文部科学省、 厚生労働省 該当府省 | 第2-3(8) 該当府省 |
| 第4回 7月23日(月) 17:00～19:00 (4号館12階 共用 1214会議室) | 1. 前回会合時における未回答事項の説明 2. 第2WG審議結果の取り纏め | 該当府省 | |

第2ワーキンググループの重点的な審議課題

- (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等 …… 1
に対応した統計の整備
- (2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した …… 2
労働統計の整備
- (3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の …… 3
整備（国勢調査関係）

| | |
|------|---|
| 事項 | 2-(1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 |
| 選定理由 | <p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>しかしながら、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項 ② 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの <p>(参考)</p> <p>1 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や待遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。</p> <p>2 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</p> <p>厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成 24 年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。</p> <p>なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。</p> |
| 関係府省 | 総務省、厚生労働省 |

| | |
|------|---|
| 事項 | 2－（2）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 |
| 選定理由 | <p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されてきており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>一方、我が国の雇用者数に占める非正規雇用者数の割合は引き続き増加傾向にあり、その形態も多様化している。このような非正規雇用者の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項 ② 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性 <p>(参考)</p> <p>○平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。 ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。 iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。 |
| 関係府省 | 総務省、厚生労働省 |

| | |
|------|---|
| 事項 | 2 – (3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係） |
| 選定理由 | <p>国勢調査（基幹統計調査）は、我が国に居住する者に対する唯一の全数調査であり、その結果に基づき作成される国勢統計は最も基本的な統計であるため、基本計画では、調査実施上の課題について、平成 27 年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、広く世の中のニーズを踏まえて検討することとされている。</p> <p>こうしたことから、次回の国勢調査は平成 27 年実施とまだ 3 年余りあるものの、早期に検討に着手する必要があると考えられるため、重点課題として、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国勢調査のインターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況 ② 東日本大震災が与えた影響を把握するための国勢調査における調査項目追加等の可能性 |
| 関係府省 | 総務省 |